



まずはここから!! 商標出願編

- ◆ 「攻め」から考える商標出願
- ◆ 「守り」から考える商標出願
- ◆ 商標出願・登録の手続き
- ◆ 商標出願・登録の費用
- ◆ 登録商標の活用

「攻め」から考える商標出願

▶ なぜ商標出願が必要か

中国では、品質の高い日本製品の人気が高く、日本製品の模倣品被害が多く発生しています。こうした模倣品被害を防ぐためには、商標登録出願が不可欠です。商標登録出願を行い、権利として登録されて初めて、模倣品に対して、摘発や損害賠償請求などの権利行使が可能となるからです。

日本の商標権の効力は、日本国内に限られるため（属地主義）、中国で商標権を行使するためには、中国で商標登録を行う必要があります。

なお、模倣品という、いわゆる「偽ブランド品」がイメージされますが、中国では、これに限らず、化粧品や食品などの日用品や産業機械、化学品やヘアリングのようなBtoB製品、飲食店などサービス産業に至るまで、あらゆる分野が、模倣の被害に直面しています。



業種を問わず、模倣品対策の観点から、商標登録出願が重要です。

▶ 中国においてブランディングする商標を考える

「攻め」の観点から商標出願を考えると、実際に自社が中国で使用する標章については、出願を行うべきということになります。ここで、中国において自社のブランド価値を確立するためには、中国の消費者が覚えやすく、かつ、親しみを持ってもらいやすい標章を採用するという視点も重要です。外国企業が中国で採用する標章は、おおむね、以下の4つのパターンに分類されます。

- 1 漢字表記をそのまま、または、簡体字に変換したもの
例) 「日立」→「日立」、「資生堂」→「资生堂」
- 2 ひらがなやカタカナの読みを簡体字に当てはめたもの
例) 「ソニー」→「索尼」（「スウォニイ」と発音）
- 3 商標の意味やイメージに基づいて簡体字で表記したもの
例) 「Nestle」→「雀巢」
- 4 上記②と③を組み合わせで表記したもの
例) 「Starbucks」→「星巴克」（「シンバークー」と発音）





既に日本語で良く知られた商標については、そのまま日本語で出願することも考えましょう。

「守り」から考える商標出願

▶ なぜ商標出願が必要か

中国では、日本企業を含む、諸外国企業の商標について、権利者に先んじて冒認登録されてしまうケースが後を絶ちません。中国の商標出願制度も、先に出願した者に権利を付与する「先願主義」がベースとなっているからです。

中国企業によって冒認登録された事例 クレヨンしんちゃん

第1133301号商標	第1133375号商標
	

冒認出願であっても、中国で権利として登録されている以上、その登録の範囲内で中国で商標を使用すれば、日本の権利者企業も、商標権侵害の責任を問われかねません。このような冒認権利に対しては、無効審判請求などの対抗手段もありますが、実際に権利を無効化等するのは容易ではなく、費用も時間もかかります。

こうした冒認出願は、権利者企業が中国で出願していないことを奇貨として行われるものですから、冒認出願を防ぐためには、早期に出願を行っておくことが重要です。

このように、中国では、「守り」の観点からも、商標出願を考える必要があります。



なお、出願の前後によらず、冒認商標の有無は定期的にウォッチングすると良いでしょう。

▶ 「守る」べき商品・サービスを考える

商標出願は、「商標」とともに、その商標を使用する商品・役務を指定して行いますが、冒認出願防止の観点からは、出願時に指定する商品、役務をよく検討する必要があります。

具体的には、自社がその商標を使用する商品・役務はもちろんですが、それと関連性の高い商品や役務なども、予算の許す範囲内で、出願を検討します。

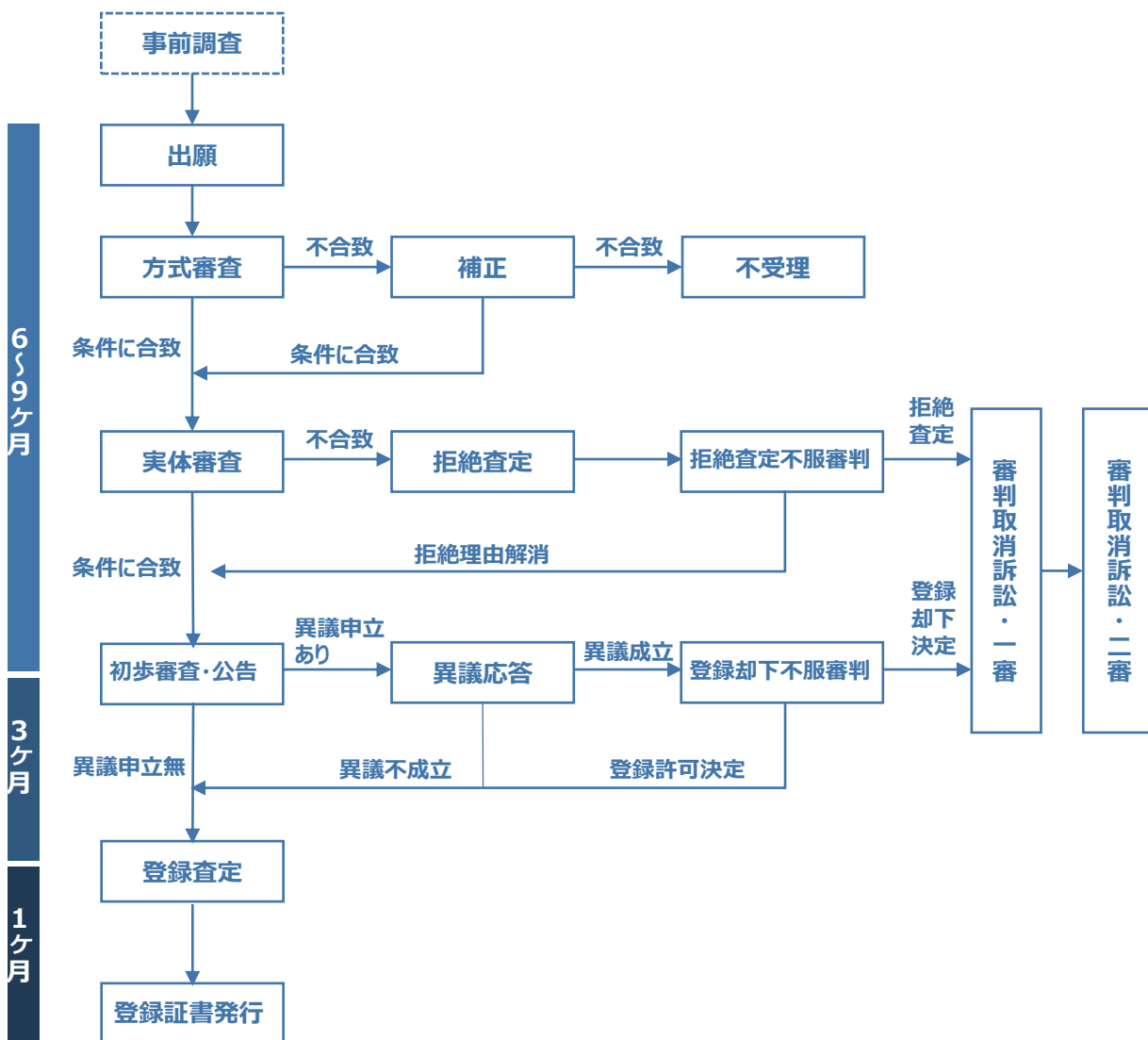
商標出願・登録の手続き

▶ 商標出願のタイミング

中国へのビジネス展開を決めたら、商標出願も同時並行で進めていくと良いでしょう。展示会や商談会では、自社のハウスマークや製品のブランド名が多くの人目に晒されることになり、冒認されるリスクも高まりますので、遅くともそうしたイベントへの出展前には、出願を済ませておきたいところです。ただし、グローバル化が高度に進展した現在では、日本の情報は中国でも即座に広まりますので、冒認出願防止の観点からは、できるだけ早く出願するに越したことはありません。

▶ 出願～登録までの流れ

出願から登録までの所要期間は、通常、9～12カ月程度で、その流れは、以下のとおりです。なお、日本から出願する場合には、原則として、中国の代理人を介して手続きをする必要があります。先願主義をベースとする商標出願制度の下では、上述した冒認出願以外にも、偶然、類似の商標が既に出願されている場合があり、こうした先行商標が登録の障害となる可能性もありますので、商標取得の可能性などを判断するため、事前に先行商標の調査を行うことも検討すると良いでしょう。



商標出願・登録の費用

登録までの各ステップにおける費用は以下のとおりです（代理人費用は目安）。なお、中国では、登録時に登録料納付の手続きがありません。

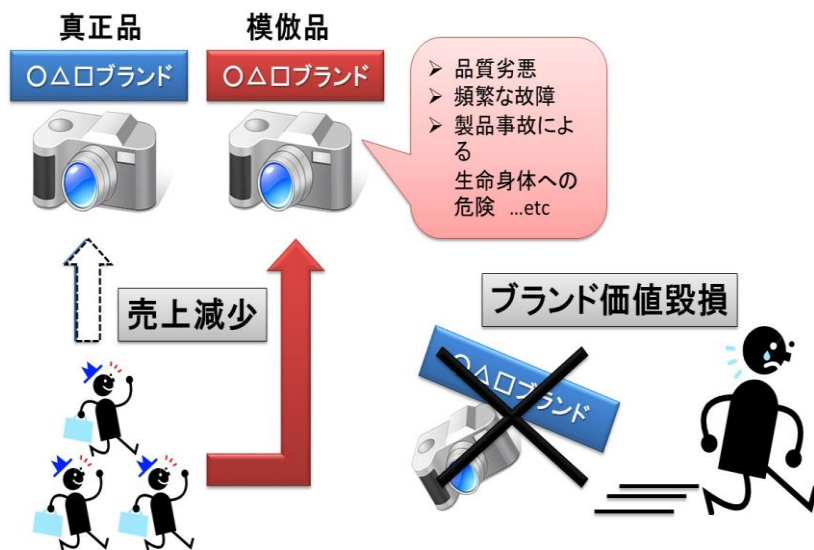
対応項目	官庁手数料（人民幣） 1商標・1区分	代理人手数料（人民幣） 1商標・1区分
出願前調査	—	1,000
出願	300	2,000
補正	0	500～
拒絶査定不服審判	750	5,000～
異議応答	0	5,000～
登録却下不服審判	750	5,000～
審判取消訴訟	100	30,000～

※ 出願の官庁手数料は、紙出願の場合の金額であり、電子出願の場合、270元／1商標・1区分です。また、表中の金額は、1商標・1区分の指定商品10個の前提で算出した費用であり、指定商品11個以上の場合、1個の追加毎に30元（27元）／商標・区分が発生します。

登録商標の活用

出願した商標が登録されたら、中国で積極的に使用して、自社ブランドの価値を高めていきましょう。商標は、実際に商品等に使用されることにより、需要者の間で自他商品の識別力が徐々に発揮されるようになり、使用期間が長くなるほど、その商標と一体的にブランド価値が蓄積していくことになります。商標が登録されても、3年間使用しなかった場合、商標権が取り消されてしまう可能性があります。

また、模倣品が発見された場合、商標権を活用して、速やかに模倣品を排除しましょう。模倣品は真正品よりも安く販売されていることが多いため、自社製品の売り上げ減少にもつながりかねません。また、模倣品は品質が粗悪であることが多いため、模倣品の流通を放置しておくと、自社ブランドのイメージが毀損されるというリスクもあります。



中小企業等外国出願支援事業

中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3（上限額：500万円）を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



模倣品対策事業

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）を支援します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html



海外における営業秘密漏えい対策支援事業

利用企業1社あたり中国については17時間を上限として、「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「専門家による管理職・社員向け研修」の2種類のサービスを提供します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html



JETRO

発行：日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所

作成協力：上海擁智商務諮詢有限公司(IP FORWARD China)

◆お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所 知的財産権部
TEL +86-10-6528-2781
E-Mail PCB-IP@jetro.go.jp

[中国知財HP] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>



[中国知財HP]

※本資料の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、ここで提供している情報は、2021年3月の調査時点で入手・判明し得た限りのものであり、本資料で提供した情報などの正確性について日本貿易振興機構及び上海擁智商務諮詢有限公司が保証するものではないことを予めご了承下さい。